

地方公務員災害補償基金

理事長 橋本勇 様 (FAX03-5210-1347)

地方公務員災害補償基金岡山県支部

支部長 石井正弘 様 (FAX 086-221-7909)

控訴しないことを求める要請書

8月29日、岡山地方裁判所は、高梁市職員森宏之さんの過労死に対して、地方公務員災害補償基金が行った「公務外」の処分を取り消す判決を下しました。

森宏之さんは、2004年7月職場にて脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血を発症し、1週間後に死亡しました。被災当時には、全国規模の研究会の開催準備、降雨による文化財の毀損対応、専門委員間のトラブル対応、大幅な遅れが生じていた市史編纂業務、岡山県では初の取組みとなった備中松山城の石垣悉皆調査の石垣総合調査報告書作成等の業務に追われ、連日のサービス残業、自宅持ち帰り残業を余儀なくされていました。優れない体調を押して、石垣総合調査報告書をやっと完成にこぎつけた日の朝、くも膜下出血を発症しました。

また、唯一人の文化財専門職として、多大な負担を負って働きました。

貴基金は、地方公務員災害補償法の被災者・遺族の救済という法の趣旨に基づき、長期にわたる被災者及び家族の精神的・経済的苦悩を考慮し、いやしくも、高等裁判所に控訴されないよう心より要請します。

<わたしの一言>

2012年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____